



JASDAQ

平成 24 年 10 月 31 日

各 位

東京都千代田区二番町7番地5
株式会社インフォメーション・ディベロプメント
代表取締役社長 船越真樹
(JASDAQコード番号 : 4709)
問合せ先 常務執行役員 社長室長 山内佳代
TEL (03) 3262 - 5177

株式給付信託 (J - E S O P) の導入 (詳細決定) に関するお知らせ

当社は平成 24 年 8 月 9 日開催の当社取締役会において、従業員へのインセンティブプランの一環として「株式給付信託 (J - E S O P)」(以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約を「本信託契約」といい、「本信託契約」に基づいて設定される信託を「本信託」という)の導入を決議いたしました。本日開催されました当社取締役会において、本制度の導入日程、当初信託する金額等の詳細を決定しましたのでお知らせいたします。

なお、本制度の概要につきましては、平成 24 年 8 月 9 日付で発表しております「株式給付信託 (J - E S O P) の導入に関するお知らせ」をご覧ください。

記

1 . 日程

本信託契約の締結日 : 平成24年11月8日(予定)

金 銭 を 信 託 す る 日 : 平成24年11月8日(予定)

本制度に係る株式給付規程の効力発生日 : 平成24年12月1日 (予定)

2 . 本信託契約に基づいて当初信託する金額 (予定) : 230,000,000円

3．本信託契約の概要

- (1)信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- (2)信託の目的：株式給付規程に基づき当社株式等の財産を受益者に給付することを主たる目的とします。
- (3)委託者：当社
- (4)受託者：みずほ信託銀行株式会社
みずほ信託銀行株式会社は、平成24年11月8日(予定)に資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
- (5)受益者：株式給付規程に基づき株式給付を受ける権利を取得した者
- (6)信託の期間：平成24年11月8日(予定)から信託が終了する日まで
(終了期日は定められておらず、本制度が続く限り本信託は継続します。)
- (7)信託財産：当社株式及び金銭

4．株式の取得期間及び取得先

- (1)取得期間：平成24年11月8日～平成25年2月28日(予定)
- (2)取得先：取引所市場等より取得

以上